

特定子ども・子育て支援施設等について

子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき確認した特定子ども・子育て支援施設等について、同法第 58 条の 11 第 1 項の規定に基づき以下のとおり告示します。

1	提 供 者	社会福祉法人 鷹巣地の塩会
	施 設 名 称	幼保連携型認定こども園しゃろーむ
	所 在 地	秋田県北秋田市東横町 10-34
	確 認 日	令和 5 年 3 月 3 1 日
	施 設 種 類	一時預かり事業（在園児以外を対象）
	基 準 の 適 否	－
2	提 供 者	社会福祉法人 秋田県民生協会
	施 設 名 称	幼保連携型認定こども園あいかわ保育園
	所 在 地	秋田県北秋田市李岱字下豊田 1
	確 認 日	令和 5 年 3 月 3 1 日
	施 設 種 類	預かり保育事業（在園児を対象） 一時預かり事業（在園児以外を対象）
	基 準 の 適 否	適
3	提 供 者	社会福祉法人 綴子保育園
	施 設 名 称	綴子保育園
	所 在 地	秋田県北秋田市綴子字大堤 26-1
	確 認 日	令和 5 年 3 月 3 1 日
	施 設 種 類	一時預かり事業（在園児以外を対象）
	基 準 の 適 否	－

※「基準の適否」…預かり保育事業を実施している施設において、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が 8 時間以上かつ年間（平日・長期休業中・休日）の開所日数 200 日以上を満たす場合、「適」